公益社団法人安城市シルバー人材センター
介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援訪問サービス事業
運営規程第１０条による感染症の予防及びまん延防止のための指針等

（基本方針）
第１条　公益社団法人安城市シルバー人材センター（以下「事業所」という。）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し、運用できるようこの指針を策定するものである。
（注意すべき主な感染症）
第２条　事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。
（１）利用者等にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症
　集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
（２）感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
　メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
（３）血液、体液を介して感染する感染症
　肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等
（平常時の衛生管理）
第３条　事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、事業所内の衛生保持に努める。
（平常時の感染対策）
第４条　手洗い、手指消毒、咳エチケット等を実施し感染防止に努める。
（感染症発生時の具体的対応）
第５条　感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講ずる。
（１）発生状況の把握
（２）感染拡大の防止
（３）医療措置
（４）安城市への報告
（５）保健センター及び医療機関との連携
（感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置）
第６条　事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（以下「委員会」 という。）を設置する。
（１）事業所における委員会の運営責任者は、管理者とする。

（２）委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
（３）委員会は、定期的（年２回以上）かつ必要な場合に管理者が招集する。
（４）委員会の議題は、管理者が定め、次に掲げる内容について協議するものとする。

ア 事業所内感染対策の立案
イ 指針・マニュアル等の整備及び更新
ウ 利用者及び従業者の健康状態の把握
エ 感染症発生時の措置（対応及び報告）
オ 研修・教育計画の策定及び実施
カ 感染症対策実施状況の把握及び評価

（従事者に対する研修及び訓練の実施）

第７条　事業所は従事者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練（シミュレーション）を次のとおり実施する。

（１）新規登録者に対する研修…新規登録時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
（２）定期的研修…感染対策に関する定期的な研修を年１回以上実施する。
（３）訓練（シミュレーション）…事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年１回以上実施する。

（指針の閲覧）

第８条　この指針は、職員、会員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対して、いつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、希望者にはいつでも情報開示する。

附　則

この指針は、令和７年５月 21 日から施行する。